



### 新ルール! 返事は『1週間』以内に

削除申出を受けた大規模事業者は、7日以内に対応の可否を判断し通知する義務があります。



#### 旧法: ノロノロ対応

以前は数ヶ月かかることもあった削除判断が、自主的な判断に頼っていた。

#### 法改正

2025年4月施行



#### もう、いつまでも待たされない

新法では原則1週間以内に短縮されます。法的な義務として迅速化されました。

#### 結果が必ず通知されます

削除された場合も、されなかった場合(とその理由)も、必ず申出者に結果が届きます。



大手プラットフォーム(利用者1,000万人以上)が対象。身近な大手SNSがこのルールの対象です。



## 2025年施行「情報流通プラットフォーム対処法」の解説

### 「プロバイダ責任制限法」が変わりました

2025年(令和7年)4月1日より、従来の「プロバイダ責任制限法」が改正され、新たに「情報流通プラットフォーム対処法」という名称で施行されました。この法律は、SNSなどの大規模なプラットフォーム事業者に対し、誹謗中傷対策の迅速化と透明化を義務付けるものです。

### 私たちにとってのメリット: 削除の「スピード」と「結果通知」

これまで、削除依頼をしても「無視される」「いつまでも結果が来ない」というケースが多くありました。新しい法律では、一定規模以上の大規模プラットフォーム事業者(X, Instagram, YouTube, Facebookなど)に対し、以下の対応が義務付けられました。

1. 削除申出窓口の整備: 誰でも分かりやすい場所に申請窓口を設置すること。
  2. 結果の通知義務: 削除申出を受けてから原則「1週間(7日)」程度などの一定期間内に、削除するかどうかの判断結果を通知すること。
  3. 理由の説明: 削除しなかった場合は、その理由を通知すること。
- これにより、被害者は「待たされる不安」から解放され、よりスピーディーな解決が期待できるようになりました。

出典 総務省「『特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律』(情報流通プラットフォーム対処法)の概要」



### インターネット誹謗中傷対応ナビ

この内容は、一般的な情報提供を目的としています。個別の事案については、専門機関や関係窓口への相談をご検討ください。

SCAN ME

